

## 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

可児市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

## (1) 改正趣旨

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

## (2) 改正内容

## ア 市民税

【第19条】 特定大口株主配当等を特定配当等に追加することに伴い、所得割の課税標準に係る規定を改める。

【付則第8条】 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長する。

【付則第21条】 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長する。

## イ 固定資産税

【新付則第10条の2第3項～第8項】 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象設備及び参酌基準の見直しに伴い、特例割合を拡充する。

【新付則第10条の2第15項】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による特別特定建築物のうち、政府の補助を受けて改修を行ったものに対して課する固定資産税の税額の特例割合を3分の1とする。

【付則第10条の3第16項】 改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額を受けようとする場合の手続について、地方税法の改正に伴い、規定を改める。

## ウ 軽自動車税

【第8条、第9条、第56条、第57条、第57条の3～第59条、第61条～第66条、付則第16条の2～第17条の2】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、関係規定を改める。

【付則第17条第2項】 電気軽自動車等を取得した場合のグリーン化特例について、適用期間を2年間延長する。

## (3) 施行日／令和8年4月1日

## 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

## (1) 改正趣旨

租税特別措置法等の改正に伴い、改正するもの。

## (2) 改正内容

【第2条第1項】 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を

新設又は増設した場合に、当該設備等に対して課する固定資産税を減額する不均一課税制度について、適用期間を2年間延長する。また、償却資産は建物及びその附属設備、構築物並びに機械及び装置である旨を規定する。

(3) 施行日／令和8年4月1日

---

#### 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【付則第1条の2、付則第1条の3、付則第9条】地方税法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。

【新付則第1条の4】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による特別特定建築物のうち、政府の補助を受けて改修を行ったものに対して課する都市計画税の税額の特例割合を3分の1とする。

【新付則第1条の5】改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額を受けようとする場合の手続について、地方税法の改正に伴い、規定を改める。

(3) 施行日／令和8年4月1日

---

#### 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法施行令等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条第2項、第23条第1項】基礎課税額の賦課限度額を67万円（現行66万円）に引き上げる。

【第3条第5項、第23条第1項】子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額を3万円に定める。

【第23条第1項第1号～第3号】国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の減額する額を、7割軽減の対象となる世帯にあつては70円に、5割軽減の対象となる世帯にあつては50円に、2割軽減の対象となる世帯にあつては20円に定める。

【第23条第1項第2号、第3号】国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘じる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては31万円（現行30万5千円）に、2割軽減の対象となる世帯にあつては57万円（現行56万円）に引き上げる。

【第23条第3項】世帯に出産被保険者が属する場合に国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を減額する旨及び減額する額の算定方法を規定する。

【第23条第4項】世帯内に18歳未満被保険者がある場合における、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、世帯内の18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額を減額して得た額とする旨を規定する。

【付則第5条、付則第6条、付則第8条～第15条】国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の課税の特例を規定する。

(3) 施行日／令和8年4月1日

---

議案第29号 令和8年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

議案第30号 令和8年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について

---

議案第31号 可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

出入国管理及び難民認定法等の改正により、日本に在留する外国籍住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的とした、特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の運用が開始されることに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第1条】可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正

【第3条第4項】市の機関等に対して行う申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における署名等の代替方法に、特定在留カード等を用いた方法を加える。

【第8条】条例等において書面等による添付が求められている手続に必要な添付書類を省略するための情報取得方法に、特定在留カード等を用いた方法を加える。

【第2条】可児市印鑑条例の一部改正

【第10条の2】端末機による印鑑登録証明書の申請に係る認証を行う方法に、特定在留カード等を用いた方法を加える。

(3) 施行日／公布の日

---

議案第32号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第20条の5、付則第7条の4、付則第9条の2】復興特別所得税の課税期間の延長

及び防衛特別所得税の創設に伴い、寄附金税額控除に係る規定を改める。

【第23条の3の3】公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出義務の範囲及び記載事項を改める。

【第40条】固定資産税の免税点について、家屋にあつては20万円から30万円に、償却資産にあつては150万円から180万円に引き上げる。

【付則第6条】特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用を令和10年度以降も継続する。

【付則第7条の3】個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除について、対象とする居住年を令和12年まで5年間延長し、令和25年度分の個人の市民税まで適用する。

【付則第21条】優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の対象から、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域を除外する。

【付則第23条の3】特定暗号資産の譲渡による所得について、総合課税（累進課税）から分離課税（市民税3%、県民税2%）に変更する。

(3) 施行日／令和9年1月1日

第40条の改正規定及び附則第3条の規定は、令和9年4月1日

第20条の5第2項の改正規定並びに付則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、付則第9条の2の改正規定及び付則第21条の改正規定並びに附則第2条第4項の規定は、令和10年1月1日

付則第7条の4の改正規定（附則第1条第2号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第23条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第2条第3項及び第5項の規定は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

---

議案第33号 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第4条】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項のずれを改める。

(3) 施行日／公布の日

議案第34号 可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

可児消防事務組合火災予防条例の改正により、林野火災を予防するため、注意報の発令が規定されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第14条】火入れの中止の要件に、林野火災に関する注意報が発令されたときを加える。

(3) 施行日／公布の日

---

議案第35号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

道路法施行規則及び移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第30条第1項】道路法施行規則に規定する特定車両の種類が追加されたことに伴い、公共用通路の規定を改める。

(3) 施行日／公布の日

---

議案第36号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、最近における社会経済情勢を鑑み、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額が改定されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第18条】非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を315,000円から330,000円に引き上げる。

(3) 施行日／公布の日（令和8年4月1日から適用する。）

---

議案第37号 監査委員の選任について

令和8年6月27日に任期満了となる現委員の間瀬暢宏さんの後任を選任することについて、議会の同意を求めるもの。【地方自治法第196条第1項】

氏名	住所
平山 憲文	可児市下恵土*****

議案第38号 大森財産区管理委員の選任について

溝下祐治さんの辞任に伴い、その後任を選任することについて、議会の同意を求めるもの。【可児市大森財産区管理条例第3条】

氏名	住所
古山 一樹	可児市大森*****

議案第39号 請負契約の締結について

可児市立帷子小学校トイレ大規模改造工事を請け負わせるもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 事後審査型制限付き一般競争入札

(契約金額) 199,100,000円

(相手方) 可児市広見1559番地1

株式会社三和木 代表取締役 安江 輝人

(工期) 議決日～令和9年3月31日

議案第40号 請負契約の締結について

可児市立南帷子小学校トイレ大規模改造工事を請け負わせるもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 事後審査型制限付き一般競争入札

(契約金額) 183,700,000円

(相手方) 可児市広見2058番地1

舘林建設株式会社 可茂営業所 所長 今井 修

(工期) 議決日～令和9年3月31日

議案第41号 請負契約の締結について

可児市立広陵中学校トイレ大規模改造工事を請け負わせるもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 事後審査型制限付き一般競争入札

(契約金額) 183,150,000円

(相手方) 可児市菅刈406番地1

株式会社栗山組 可児営業所 営業所長 赤座 喜政

(工期) 議決日～令和9年3月31日

議案第42号 財産の取得について

消防ポンプ自動車を取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(契約方法) 指名競争入札

(取得価格) 25,630,000円

(相手方) 岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防 代表取締役 白井 潔

---

議案第43号 財産の処分について

工場用地として、可児御嵩インターチェンジ工業団地の土地を譲渡するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(所在地等) 可児市あけち1番1 35,000.06㎡

(相手方) 神奈川県川崎市川崎区鈴木町1番2号

味の素ファインテクノ株式会社 代表取締役社長 真子 玄迅

(契約方法) 公募選定による随意契約

(譲渡価格) 1,207,502,070円

---

議案第44号 財産の処分について

工場用地として、可児御嵩インターチェンジ工業団地の土地を譲渡するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(所在地等) 可児市あけち1番2 14,419.35㎡

(相手方) 新潟県上越市南本町一丁目5番5号

株式会社有沢製作所 代表取締役社長 有沢 悠太

(契約方法) 公募選定による随意契約

(譲渡価格) 497,467,575円

---

○提出議案数／承認 4 予算 2 条例 6 人事 2 契約 3 その他 3 合計 20

【諸般報告】

---

報告第 3 号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

- ・議会の議決を経た契約を変更したもの。

令和 7 年 8 月 21 日議決による可児市運動公園既存建築物解体撤去工事の請負契約（令和 7 年議案第64号）

（変更前）165,731,500円→（変更後）170,668,300円

- ・和解及び損害賠償額を定めたもの。

交通事故に係るもの（2件）

損害賠償額 合計 379,588円

道路管理の瑕疵による事故に係るもの（1件）

損害賠償額 29,668円

---

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について

次の予算の繰越明許費繰越計算書を報告するもの。【地方自治法施行令第146条第 2 項】

令和 7 年度可児市一般会計予算

---

報告第 5 号 繰越計算書について

次の予算の繰越計算書を報告するもの。【地方公営企業法第26条第 3 項】

令和 7 年度可児市水道事業会計予算

令和 7 年度可児市下水道事業会計予算

---

報告第 6 号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況を報告するもの。【地方自治法第243条の 3 第 2 項】

可児市土地開発公社

一般社団法人カニミライブ